確定拠出年金向け説明資料

米国成長株式ファンド

一般社団法人資産運用業協会分類：追加型投信／海外／株式

ESG分類

ESG投信ではありません

本商品は元本確保型の商品ではありません

1. 投資方針

■ファンドの目的

投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

■ファンドの特色

①主要投資対象ファンドへの投資を通じて、主として米国の金融商品取引所に上場している株式に投資を行います。

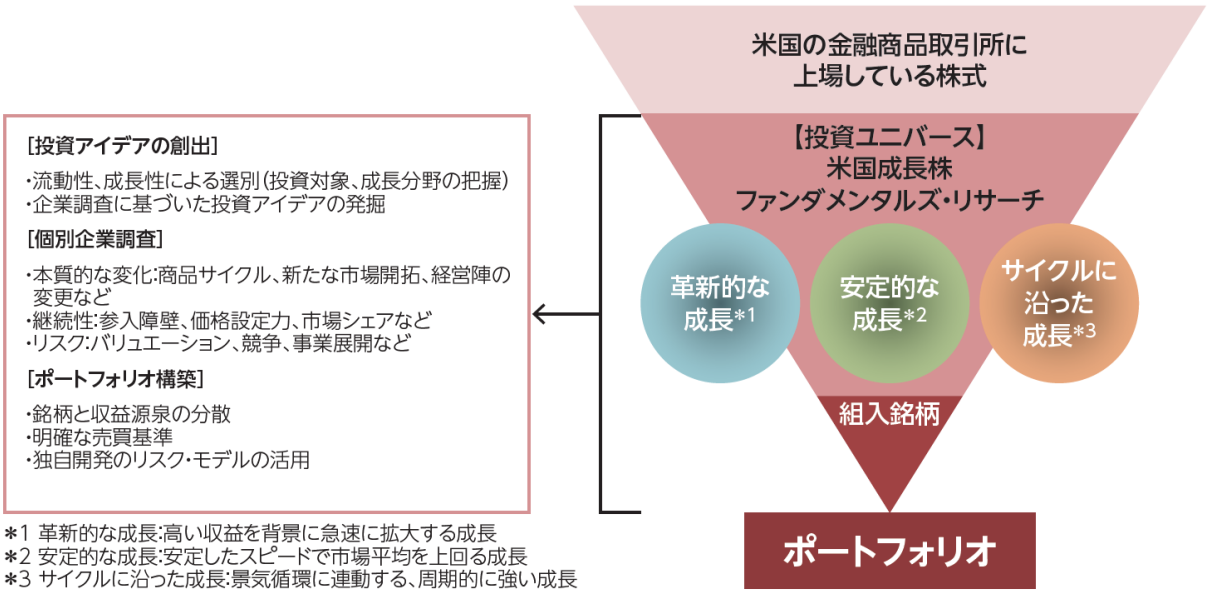
・このほか、短期金融資産 マザーファンドにも投資します。

・コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券並びに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

・原則として、為替ヘッジは行いません。

②主要投資対象ファンドにおける株式の銘柄選択にあたっては、将来の成長余地やその持続期間について、市場で過小評価されている優れた企業で、株価上昇が期待できる銘柄を選別します。

主要投資対象ファンドのポートフォリオ構築プロセス



*1 革新的な成長：高い収益を背景に急速に拡大する成長
*2 安定的な成長：安定したスピードで市場平均を上回る成長
*3 サイクルに沿った成長：景気循環に連動する、周期的に強い成長

※2026年1月30日現在。上記プロセスは、今後変更となる場合があります。

※資金動向、市況動向、信託財産の規模等によっては、前記の運用ができない場合があります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
■「米国成長株式ファンド」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。
■当資料は、確定拠出年金法第24条及び関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。
■投資信託は、株式など値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。従って、元本及び運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

米国成長株式ファンド

一般社団法人資産運用業協会分類：追加型投信／海外／株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

③UBSアセット・マネジメント株式会社が運用を行う「UBS USグロース株式ファンド（適格機関投資家向け）」を主要投資対象ファンドとします。
・UBSアセット・マネジメントは、UBSグループの資産運用部門業務を担っています。

UBSグループについて

UBSグループはグローバルな総合金融機関です。

- UBSグループは、160年超にわたる歴史を持ち、受託資産残高が約1,021兆円となる富裕層向け資産運用で世界最大級の金融グループです。スイスを本拠地として、世界約50の国・地域の主要都市にオフィスを配し、グローバルにプライベート・バンキング、資産運用、投資銀行業務などを展開しています。
- UBSアセット・マネジメント・グループは、UBSグループの資産運用部門として、世界20以上の国・地域において約302兆円を運用するグローバルな資産運用グループです。

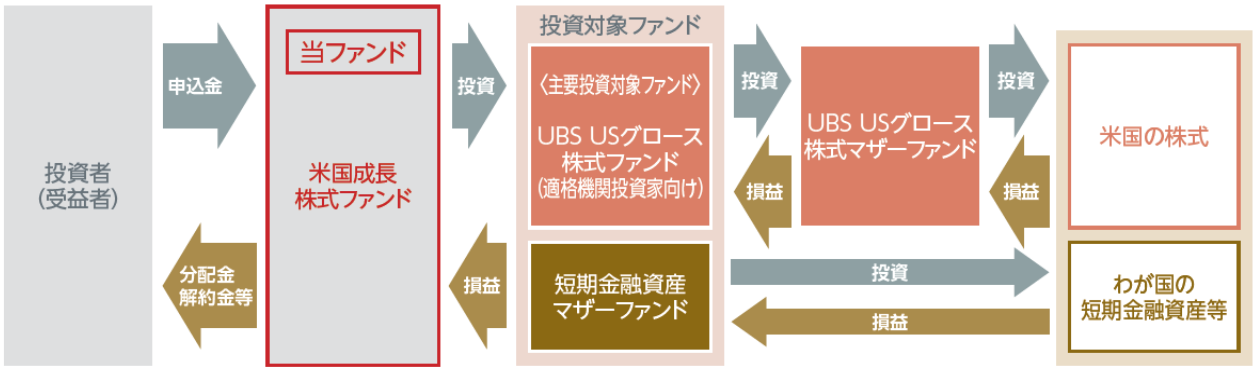
（2025年9月末現在）
（出所）UBSアセット・マネジメントのデータを基に三井住友トラスト・アセットマネジメント作成



チューリッヒにあるUBSビル（スイス）

ファンドのしくみ

ファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。



※投資対象ファンドの概要につきましては、「2. 主要投資対象」をご参照ください。

※資金動向、市況動向、信託財産の規模等によっては、前記の運用ができない場合があります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
■「米国成長株式ファンド」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。
■当資料は、確定拠出年金法第24条及び関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。
■投資信託は、株式など値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。従って、元本及び運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

米国成長株式ファンド

一般社団法人資産運用業協会分類：追加型投信／海外／株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

2. 主要投資対象

投資対象としている投資信託証券の概要は以下の通りです。
以下の内容は、2026年1月30日現在、委託会社が知り得る情報に基づいて作成しておりますが、今後、記載内容が変更となることがあります。
なお、投資対象ファンドの運用会社より確認した情報をもとにしており、記載している定義は、当該ファンドに限定されます。

投資対象ファンド	運用会社	主な投資対象・投資地域	運用の基本方針等
UBS USグロース株式ファンド(適格機関投資家向け)	UBSアセット・マネジメント株式会社	米国の金融商品取引所に上場している株式	主にUBS USグロース株式マザーファンドへの投資を通じて、高い収益性、成長性が期待される米国株式に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
短期金融資産マザーファンド	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	わが国の短期金融資産等	この投資信託は、わが国の短期金融資産等(短期公社債及び短期金融商品を含みます。)を中心に投資を行い、安定した収益の確保を目標として運用を行います。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
■「米国成長株式ファンド」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。
■当資料は、確定拠出年金法第24条及び関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。
■投資信託は、株式など値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。従って、元本及び運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

確定拠出年金向け説明資料

米国成長株式ファンド

一般社団法人資産運用業協会分類:追加型投信／海外／株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

3. 主な投資制限

・投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
・株式への直接投資は行いません。
・外貨建資産への直接投資は行いません。
・デリバティブの直接利用は行いません。

4. ベンチマーク

ありません。

5. 信託設定日

2013年7月12日

6. 信託期間

無期限

7. 償還条項

委託会社は、主要投資対象ファンドが償還されることとなった場合、このファンドを解約し、信託を終了(繰上償還)させます。
次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了(繰上償還)させることができます。
・受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合
・ファンドを償還することが受益者のために有利であると認める場合
・やむを得ない事情が発生した場合

8. 決算日

毎年6月26日(休業日の場合は翌営業日)

9. 信託報酬

純資産総額に対して年率1.166%(税抜1.06%)を乗じて得た額
■内訳　委託会社:0.308%(税抜0.28%)
　　販売会社:0.825%(税抜0.75%)
　　受託会社:0.033%(税抜0.03%)
■投資対象とする投資信託証券
純資産総額に対して年率0.704%(税抜0.64%)
■実質的な負担
純資産総額に対して年率1.87%程度(税抜1.7%程度)
＊この値は目安であり、投資対象ファンドの実際の組入れ状況等により変動します。

10. 信託報酬以外のコスト

有価証券の売買・保管、信託事務に係る諸費用等をその都度、監査費用等を日々、ファンドが負担します。この他、投資対象とする投資信託証券においては、当該投資信託証券の信託報酬とは別に、投資信託財産に関する租税や、投資信託の運営・運用等に要する諸費用が発生します。これらの費用は、運用状況等により変動するなどの理由により、事前に料率、上限額等を示すことができません。
※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、上限額等を事前に示すことができません。

11. お申込単位

1円以上1円単位

12. お申込価額

ご購入約定日の基準価額

13. お申込手数料

ありません。

14. ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

15. 信託財産留保額

ありません。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
■「米国成長株式ファンド」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。
■当資料は、確定拠出年金法第24条及び関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。
■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。従って、元本及び運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

米国成長株式ファンド

一般社団法人資産運用業協会分類:追加型投信／海外／株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

16. 収益分配

年1回、毎決算時に委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して分配金額を決定します。分配金は、自動的に再投資されます。

17. 申込不可日

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、及びすでに受け付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消す場合があります。また、確定拠出年金制度上、取得申込・解約請求ができない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

18. 課税関係

確定拠出年金制度上、運用益は非課税となります。

19. 損失の可能性

ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。従って、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。信託財産に生じた利益及び損失は、全て投資者の皆様に帰属します。投資信託は預貯金と異なります。

20. セーフティーネットの有無

投資信託は預貯金や保険契約とは異なり預金保険機構及び保険契約者保護機構等の保護の対象ではありません。また、証券会社以外でご購入いただいた場合は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。

21. 持分の計算方法

解約価額×保有口数
注:解約価額が10,000口あたりで表示されている場合は10,000で除してください。

22. 委託会社

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
(信託財産の運用指図等を行います。)

23. 受託会社

三井住友信託銀行株式会社
(信託財産の保管・管理を行います。)

24. 基準価額の主な変動要因等

■株価変動リスク
株価は、発行者の業績、経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。株価が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

■為替変動リスク
為替相場は、各国の経済状況、政治情勢等の様々な要因により変動します。投資先の通貨に対して円高となった場合には、基準価額の下落要因となります。

■信用リスク
有価証券の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利払い、償還金、借入金等をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合、又はそれが予想される場合には、有価証券の価格は下落し、基準価額の下落要因となる可能性があります。

■金利変動リスク
債券の価格は、一般的に金利低下(上昇)した場合は値上がり(値下がり)します。また、発行者の財務状況の変化等及びそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。債券価格が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
■「米国成長株式ファンド」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。
■当資料は、確定拠出年金法第24条及び関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。
■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。従って、元本及び運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

確定拠出年金向け説明資料

米国成長株式ファンド

一般社団法人資産運用業協会分類：追加型投信／海外／株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

≪その他の留意点≫

●ファンドは、大量の換金申込が発生し短期間で換金代金を手当てする必要が生じた場合や組入資産の主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止、取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

●確定拠出年金制度の加入者等はファンドの受益者ではありませんが、当該加入者等がファンドのリスクを実質的に負うこととなります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
■「米国成長株式ファンド」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。
■当資料は、確定拠出年金法第24条及び関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。
■投資信託は、株式など値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。従って、元本及び運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。